



医療法人東陽会 整形外科前原病院

入院時食事療養費・生活療養費

《 令和 7 年 4 月 1 日現在 》

* 入院時食事療養費について

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食あたり)	
上位所得者	現役並み 一般	510 円	
一般			
低所得者	低所得者Ⅱ	90日目までの入院	240 円
		91日目以降の入院	190 円
該当なし	低所得者Ⅰ	110 円	

※1 低所得者に該当する場合は、(減額対象者の)の申請に基づき、保険者(後期高齢者の場合は広域連合)が「標準負担額減額認定証」を交付します。

※2 長期該当者となる場合は、新たに申請を行う。

長期該当者の要件:「減額申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日を超える方」

【医療療養病床：4階病棟に入院されている65歳以上の患者様へ】

* 入院時生活療養費（光熱水費）について

入院時生活療養費の標準負担額（1食につき）※令和7年4月1日より改正

住民税課税対象者	食事（1食あたり）	居住費（1日あたり）
医療の必要性の低い方 (医療区分Ⅰの方)	510 円	370 円
医療の必要性の高い方 (医療区分Ⅱ、Ⅲの方) * 指定難病の方以外		
指定難病患者の方	300 円	0 円